

空き家バンク

(都市政策課)

【概要】 「空き家バンク」とは、賃貸や売却を希望する空き家の所有者の皆さんから情報を集め、ホームページで公開し、居住を希望する方に情報提供するものです。市内の空き家の有効活用を通して、移住定住の促進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています	【対象外となる場合】 宅地建物取引業者との媒介契約を行っている等、既に市場に流通している空き家は登録できません。
【対象となる条件】 個人が所有する一戸建て住宅又は兼用住宅で、現に人が居住していないもの（居住しなくなる予定のものも可）	【その他】 ※所有者と利用者との間における鍵の管理・交渉・契約等は当事者間でしていただくもので、市が関与することはありません。 ※この他にも詳細条件等ございますのでお問合せ下さい。

空き家改修事業補助金

(都市政策課)

【概要】 空き家バンクの登録物件を購入した方を対象に、その物件をリフォームする場合の工事費用や不要家財道具等の処分に要する費用の 2分の1（上限50万円） を補助します。	【対象外となる場合】 ・交付決定前に既にリフォーム工事等始めている場合 ・交付決定後であっても工事中の写真を撮っていないなど、書類不足の場合は最終的に補助金は交付されません
【対象となる条件】 ・リフォーム等が申請年度の1月末日までに完了報告すること ・リフォーム等完了後、5年間以上その住宅に住むこと ・空き家の所有者等と3親等以内の親族関係にないこと	【その他】 ※この他にも詳細条件等ございますのでお問合せ下さい。 ※県外から移住者を対象に、中古物件（空き家バンクの物件以外も可）を購入しリフォームする場合にも補助があります。（これに関するお問合せのみ、移住サポートプ ラザ担当になります。）

3世代同居・近居促進事業補助金

(都市政策課)

【概要】 新たに3世代で同居するために自ら所有する住宅を改修しようとする場合、又は新たに3世代で同居若しくは近居するため中古住宅を取得しようとする場合に、それら改修又は取得費用の 5分の1（上限40万円） を補助します。	・5年間、同居又は近居すること ・申請年度の1月末日までに完了報告すること
【対象となる条件】 ・同居又は近居する物件は佐世保市内の物件である ・リフォーム工事の場合は市内に本社がある業者が個人が施工するものに限り	【対象外となる場合】 ・交付決定前に既にリフォーム工事等を始めていたり、既に中古物件を購入している場合 ・今年度の事業開始（平成29年4月3日）以前に3世代で同居もしくは近居している場合 ・新築工事、新築住宅の取得
	【その他】 ※この他にも詳細条件等ございますのでお問合せ下さい。

老朽危険空き家・空き建築物除却費補助金

(建築指導課)

★今年度の募集は終了しておりますが、来年度も実施検討中です。	
【概要】 安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家及び空き建築物の除却を行う方に対し、除却費の一部（ 限度額60万円 ）を補助します。	1. 佐世保市内の建物である。 2. 現在、使用されていない。 3. 木造又は鉄骨造。 4. 構造の腐朽又は破損が著しく危険性が大きいもの。 5. 木造で、築後22年以上経過したもの（鉄骨造の場合は、お尋ねください。） 6. 老朽化又は自然災害等により、空き建築物の建築材料が脱落し、若しくは飛散することにより、人の生命若しくは財産に害を及ぼすおそれのある状態にあるもの。
【対象となる条件】 住宅については、次の1から5の要件をすべて満たす建築物が対象建築物となります。また、住宅以外については、1から6の要件をすべて満たす建築物が対象建築物となります。	【その他】 ※この他にも詳細条件等ございますのでお問合せ下さい。


空き家に関する相談窓口のご案内

佐世保市では、市役所と専門家団体が協力し、空き家を所有または管理される皆様のご相談をお受けしております。下記の連絡先を御参照ください。

★無料で相談内容は、各団体により取り扱いが異なりますので、直接、窓口でご確認ください。

民間相談窓口

不動産（空き家）の売買や賃貸に関すること

長崎県宅地建物取引業協会（佐世保支部）		
電話	095-848-3888	
受付時間	月-金（土日祝日除く） 9：00-17：00 http://www.n-takken.or.jp/akiya/	
予約制	（第1,第2,第3金 に相談会実施中）	

全日本不動産協会（長崎県本部）	
電話	095-823-8148
受付時間	月-金（土日祝日除く） 10：00-17：00（12：00-13：00除く）
予約制	

相続・成年後見人制度、権利問題のほか、紛争の解決に関すること（有料相談）

長崎県弁護士会（佐世保支部）	
予約電話	0956-22-9404
受付時間	月-金 10：00-16：00（12：00-13：00除く）
予約制	

建物の表題・変更・滅失登記、境界調査等に関すること

長崎県土地家屋調査士会（①長崎本部 ②佐世保支部）	
電話相談	①095-828-0009 ②0956-23-7533
受付時間	月-金（土日祝日除く） 10：00-16：00（12：00-13：00除く）

リフォーム工事・解体工事に関すること

長崎県中小建設業協会（佐世保支部）	
電話相談	0956-32-3200
受付時間	月-金（土日祝日除く） 8：30-17：00（12：00-13：00除く）

融資相談窓口

空き家解体ローン

親和銀行	
電話	0120-34-3456
受付時間	平日（但し、銀行休業日は除く） 9：00-20：00

行政相談窓口

空き家バンク利用・登録のほか、活用の相談

佐世保市役所 都市政策課	
電話	0956-24-1111（内線2806・2807）
受付時間	月-金（土日祝日除く） 8：30-17：15（12：00-13：00除く）

建物の表題・変更・滅失登記、境界調査等に関する相談

長崎地方法務局（佐世保支局）	
電話	0956-24-4850
受付時間	月-金（土日祝日除く） 8：30-17：15（12：00-13：00除く）

土地・建物の相続登記、成年後見人制度等に関すること

長崎県司法書士会（司法書士総合相談センター）	
予約電話	095-823-4895
受付時間	月-金（相談日 火・木） 9：00-17：00（12：00-13：00除く）
予約制	

建物の診断・保存、リフォーム設計に関すること

長崎県建築士会（佐世保支部） 櫛指山建築ファクトリー内	
電話相談	0956-22-8329
受付時間	月-金（土日祝日除く） 10：00-17：00（12：00-13：00除く）

空き家の管理サービス（有料）申し込み窓口

佐世保市シルバー人材センター	
受付電話	0956-24-4045
受付時間	月-金（土日祝日除く） 10：00-17：00（12：00-13：00除く）

空き家解体・リフォームローン

十八銀行	
電話	0120-18-5639
受付時間	(12/31-1/3、5/3-5/5を除く) 平日 土日祝日 9：00-17：00 10：00-17：00

危険な空き家などの相談

佐世保市役所 建築指導課	
電話	0956-24-1111（内線2846・2847）
受付時間	月-金（土日祝日除く） 8：30-17：15（12：00-13：00除く）

日常の暮らしの問題などの相談（どこに相談してよいかわからないなど・・・）

佐世保市役所 市民相談室	
電話	0956-24-1111
受付時間	月-金（土日祝日除く） 8：30-17：15（12：00-13：00除く）

※本紙の情報はすべて平成29年7月時点での情報です。補助制度及び補助金には限りがございますので、最新情報はお問合せ下さい。